

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会
常勤役員報酬規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人大分県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の常勤の役員の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、定款第 10 条及び第 25 条に定めるとおり、常勤の役員に対してのみ報酬を支給し、非常勤の役員及び評議員に対しては報酬を支給しないものとする。

(定 義)

第 2 条 この規程において常勤の役員とは、本会定款第 19 条第 2 項の理事会の決議によって理事の中から選定した常務理事をいう。

2 この規程において「報酬」とは給料、期末手当並びに通勤手当をいう。

(給料の額)

第 3 条 常勤理事の給料は、月額 430,000 円とする。

(期末手当等の支給額)

第 4 条 期末手当等の支給基準、支給日については、本会職員給与及び退職手当金支給規程（以下「給与規程」という。）の例によるものとし、期末手当の支給額は、給料月額に 30% を加えた額に以下の支給割合を乗じて得た額とする。

【支給割合】

6 月に支給する場合	$\frac{142.5}{100}$
12 月に支給する場合	$\frac{217.5}{100}$

(通勤手当の額)

第 5 条 本会職員給与規程第 9 条に準ずる額とする。

(報酬の支給方法)

第 6 条 報酬（期末手当は除く）の支給日については、毎月 21 日とする。ただし、その日が日曜日または休日に当たるときは、その前日に支給する。

2 報酬は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第 7 条 本会は、この規程を持って社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第 8 条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 20 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。